

海 外

米 州 諸 国

◇米国、公定歩合を引下げ

連邦準備制度は3月7日、傘下地区連銀が公定歩合を0.5%引下げ7.0%とし、即日実施することを承認した旨発表した。

今回の引下げは、84年11、12月および85年5月の引下げ(各0.5%、9.0%→7.5%)に続く今次緩和局面では4回目の措置で、この結果公定歩合は78年7月(7.0%)以来の低水準となった。

今回の措置の背景として、同理事会は「主要先進国の利下げに歩調を合わせ、また最近数週間の市場金利の顕著な低下にかんがみ実施した」ものであり、さらには「更年後のマネーサプライ伸び率の着着き、原油価格低下による物価および生産コストの安定基調、また景気拡大テンポが潜在的な成長力を下回っていること」など外的条件が整っていたことを挙げている。

◇カナダ政府、86年度連邦政府予算案を発表

カナダ政府は2月26日、86年度(86年4月～87年3月)連邦政府予算案を発表した。同予算案では、財政赤字の累積がカナダドルの為替相場安をもたらし、当面のカナダ経済の再活性化をはばむ最大の問題であるとの認識から、財政均衡化の必要性を改めて強調、86年度においても一層の赤字削減を図ることとしている。具体的には、歳出削減を主体としつつ若干の増税により財政赤字幅を86年度は295億カナダドル(対名目GNP比6.0%)に抑制(85年度実績見込み343億カナダドル<同7.6%>)するとともに、90年度には220億カナダドル(同3.4%)にまで削減することを目標としている。

今次予算案の概要は以下のとおり。

1. 前提となる経済見通し

過去18か月間におけるカナダの実質経済成長率は、欧米主要国に比べてかなり高い水準を達成(実質GNP成長率85年中実績+4.5%)。先行きについても、実質GNP成長率は86年中+3.7%、87年中+3.0%と見込まれ、失業率も85年中の10.2%から86年中9.6%へ、さらに87年中には9.0%にまで低下、物価上昇率は引続き落着い

た基調をたどるとの見通し(CPI前年比、85年+4.0%→86年+4.3%→87年+3.6%)。

2. 歳 出

(イ) 86年度歳出は、1,167億カナダドル、対前年度比+3.9%と85年度(同+2.9%)に引続き低い伸び。

(ロ) 主要経費別にみると、対外援助費(前年度比+13.3%)、国債費(同+6.9%)、国防費(同+6.1%)、社会保障費(同+3.3%)、州に対する財政援助費(同+2.3%)等の項目で増加となっているものの、行政経費(同△25.7%)、経済・地域開発費(同△11.1%)等の大幅減少が目立っている。

—行政経費削減の主たる内容は、人件費等各省政策経費の一律前年度比2%の削減、公務員定員5,000人の削減等。

—86年度の国防費は対NATOコミットメント(毎年度実質3%の増加)を満たさない可能性が大きく、今後、財政環境が許す限り増加の努力を続ける意向。

3. 歳 入

(イ) 86年度歳入総額は、下記税制改革に伴う増税(34億カナダドル)を含めて、873億カナダドル、対前年度比+11.9%。

(ロ) 税収面では、①個人所得税、法人税に3%の付加税を導入する(個人所得税については86年7月より、法人税については87年1月より、それぞれ実施)、②投資税額控除、在庫調整控除等の法人優遇税制の廃止、③連邦売上税(現行11%→12%)、酒・たばこ消費税等の間接税の引上げ、等の増税を狙った税制改革を実施する方針。

4. その他下記の諸施策を実施の予定。

- ① 低所得層、身体障害者等社会的弱者層への扶助強化。
- ② 農業部門への援助強化。
- ③ 研究・開発投資の促進。
- ④ 中小企業に対する各種優遇措置の強化。
- ⑤ カナダ内外における自由貿易主義の推進。
- ⑥ モントリオール、バンクーバーにおける国際金融センター設立の推進。

欧州諸国

◇ブンデスバンク、公定歩合の引下げ等を決定

1. ブンデスバンクは3月6日の定例中央銀行理事会において、公定歩合の引下げを含む以下の措置を決定、発表した。公定歩合の変更は85年8月16日の引下げ(60年9月号「要録」参照)以来、約半年ぶりの措置。

- (1) 公定歩合を0.5%引下げ(4.0%→3.5%)、翌7日より実施する(ロンバート・レートは5.5%に据置き)。
- (2) 金融機関に対する手形再割引枠を50億マルク縮小(約638億マルク→約588億マルク)し、5月1日から実施する。

——なお、同時に国内金融機関に対するTB売オペレート(期間は原則として3日間)の0.3%引下げ(4.3%→4.0%)を実施。

2. 今次措置の背景に関するブンデスバンクの説明は以下のとおり。

- (1) 今回の公定歩合引下げは、これまでに獲得してきた物価の安定と対外経済面の変化という2つの要因を映じた国内の金融・資本市場の緩和基調に配慮してとった措置である。
- (2) 再割引枠の縮小については、国内の金融・資本市場の国際競争力強化の観点から先般決定された、最低準備率の引下げ(61年1月号「要録」参照、5月1日実施予定)に伴う準備預金の解放効果(約80億マルク)の大部分を相殺する意図で実施したものである。

3. また今回の理事会に出席したシュトルテンベルク蔵相は、今次公定歩合引下げを歓迎するとして、以下のとおりコメント。

「今回の引下げにより公定歩合は1982年の10月以来、約2分の1に引下げられたことになる。これは、これまで獲得してきた通貨価値の安定達成と着実な財政赤字の縮小およびドイツマルク相場の回復を映じたものである。本年1月1日からの第1段階の減税実施の効果と最近の石油価格低下のプラス効果に加え、今回の措置により国内需要とりわけ設備投資の面にプラスの効果が期待できよう。今回の措置は、幾つかのパートナー国の金利低下へのシグナルともなりえよう。」

◇フランス、金融先物市場が発足

フランスでは2月20日、金融先物市場(Marché à terme des instruments financiers、通称 MATIF)が発足し

取引を開始した。金融先物市場の創設については、昨年3月に関係者の合意が成立(60年4月号「要録」参照)して以来、具体的な取引条件、技術的な対応方法等につき関係者間で検討が進められてきたが、当初予定(昨年9月)より約半年遅れて一般の市場発足に至った。同市場の概要は、以下のとおり。

- (1) 取引所……パリ証券取引所3階
- (2) 会員……現在52名(うち証券ブローカー<agent de change >44社、金融機関8行)。このほか8金融機関の資格審査を目下実施中。なお本年9月までは、金融機関は市場に直接参加できない。
- (3) 取引対象および条件

イ. 取引対象：7～10年物10%国債(標準物<notionnel>)

ロ. 取引単位：50万フラン

ハ. 取引(受渡)限月：3、6、9、12月

ニ. 標準決済方法：残存期間7～10年の既発国債(現在、6種類の国債を指定)の受渡し(表面利率等の違いは代り金によって調整)

ホ. 当初証拠金：1取引単位当たり2万フラン

ヘ. 取引時間帯：10：00～15：00

(4) 市場の運営・監督機関……次の2機関を設置。

イ. 先物取引理事会(Conseil du Marché à Terme)：金融先物市場における上場商品の選択をはじめ各種の取引規制を制定。

ロ. パリ金融商品清算会社(Chambre de Compensation des Instruments Financiers de Paris)：日々の値洗い、証拠金の徴求等の清算業務を行うほか、市場の監視役として会員に対し必要な資料、情報の提供を求められることができる。

◇フランス、CDの最長期間延長等を決定

銀行規制委員会は2月27日、CDの最長期間延長等を含む以下の措置を決定した(3月1日より実施)。

- (1) 金融機関の資金調達に資するべく、CDの最長期間を現行の2年(60年4月号「要録」参照)から、今後は7年に延長する。
- (2) CP等金融新商品の市場拡大を容易にするため、証券ブローカーがCP、特殊金融機関債券の売買を行うことを許可する。
- (3) 昨年7月以降の市場金利の低下にかんがみ、一般大蔵省証券等各種証券の発行条件を次のとおり引下げる。

	現行		改正後
5年物証券	10.5%	→	9.0%
4年物証券	9.0%	→	8.5%

◆フランス、国民議会選挙実施、およびシラク新内閣発足

1. フランスでは3月16日、国民議会議員の任期(5年)満了に伴い国民議会の総選挙が実施された^(注)。この結果をみると、与党社会党は目標の30%を若干上回る31%の得票率を獲得し、第1党の地位は維持した(獲得議席数は207)ものの現有議席数を大幅に割込む一方、野党保守連合(共和国連合<R. P. R.>+フランス民主連合<U. D. F.>)は保守系諸派(極右、国民戦線を除く)を組み合わせると議席の過半数を獲得(577議席中291議席)し、保革がわずかながら逆転する結果となった。この間、共産党は得票率が10%を割り、「歴史的な敗北」を喫した(議席数、前回44議席→今回35議席)一方、移民排斥をスローガンにここ数年急速に支持率を高めている極右政党の「国民戦線(Front National)」(ル・ペン党首)は今回初めて国民議会に議席を獲得、その議席数も共産党と同じ35議席に達した(別表参照)。

(注) フランスの国民議会選挙は、従来1選挙区1名の小選挙区制が採用されていたが、85年7月の選挙法改正に伴い、今回は県単位の比例代表制(国民議会の総議席数を各県の人口に応じて県単위에比例配分し、その県別議席数を候補政党の得票数に応じて配分する選挙制度)が採用されている。

なおフランスの国会は国民議会(Assemblée Nationale)と上院(Sénat、議員の任期9年<3年毎に3分の1ずつ改選、地方議会議員等による間接選挙>)から構成されるが、前者は後者に対し、予算審議の優先権、両者不一致の場合の最終決定権の保持等優位にある。

2. 今次国民議会選挙では、野党保守連合は、1月16日物価統制全般の即時撤廃、為替管理の自由化、非国有化の推進等を内容とした共同政策綱領を発表するなど協調行動をとってきたにもかかわらず、昨秋までの保守圧勝の予想とは裏腹に、単独では277議席に終わり過半数を獲得するには至らなかった。この背景としては、①物価の鎮静化等最近の経済情勢の好転に伴い、社会党政権に対する見直し気運が強まってきていたこと、②88年の大統領選挙への思惑も絡んだ保守陣営内での足並みの乱れから、保守支持層の結集に今ひとつ盛上がり欠いたこと、等が指摘されている。

3. 国民議会総選挙後の3月20日、ミッテラン大統領は共和国連合総裁のジャック・シラク氏を新首相に任命、

第5共和制下初の「保革共存(cohabitation)」政権が誕生した。

新内閣(副大臣<10名>、閣外相<議題に応じて閣議に参加、16名>を含む計41名、ファビウス前内閣は計43名の構成をみると、共和国連合19名(大臣7名、副大臣6名、閣外相6名)、フランス民主連合16名(大臣5名、副大臣2名、閣外相9名)、その他6名(大臣3名、副大臣2名、閣外相1名)となっている。

また新内閣では①経済・財政・民営化相を閣内唯一の副首相格「国務大臣(Ministre d'Etat)」とし、その下に予算担当、貿易担当、民営化担当の各副大臣を配置するなど、いわゆる蔵相ポストの権限を強化したこと、②大統領、首相間の権限分担の問題で焦点となっていた「外交」「国防」については、中立色の濃い実務型大臣を起用したこと、が特徴となっている。

新内閣の主要閣僚名およびシラク新首相、バラデュール新経済・財政・民営化相の略歴は、以下のとおり。

(1) 主要閣僚名

首 相	Jacques CHIRAC(R.P.R.)
国務大臣(副首相格)	Edouard BALLADUR()
経済・財政・民営化相	Jean-Bernard RAIMOND
外 相	(無所属)
内 務 相	Charles PASQUA(R.P.R.)
施設・住宅・国土	Pierre MEHAIGNERIE
整備・運輸相	(U.D.F.)
社会問題・雇用相	Philippe SEGUIN(R.P.R.)
工業・郵電・観光相	Alain MADERIN (U.D.F.)
農 相	François GUILLAUME
	(無所属)

経済・財政・民営化相付	Alain JUPPE(R.P.R.)
予 算 担 当 副 大 臣	
同 上	Michel NOIR ()
貿 易 担 当 副 大 臣	
同 上	Comille CABANNA ()
民 営 化 担 当 副 大 臣	

(2) シラク首相の略歴

1959年 国立行政学院(ENA)卒業

67年 国民議会議員に初当選

72~74年 農相、内務相を歴任

74年 ジスカールデスタン大統領の下で首相に就任(76年に辞任)

76年 共和国連合総裁に就任

77年以降 パリ市長を兼任

(3) バラデュール経済・財政・民営化相の略歴

1957年 国立行政学院(EN A)卒業

64~74年 ポンピドー氏の側近として、首相官房顧問、大統領府官房長等を歴任

76~79年 電機メーカーCGE社長に就任(現在も同社子会社2社の社長を兼任)

84年以降 國務院評定官(Conseiller d'Etat)

今回の総選挙で国民議会議員に初当選

4. なおシラク首相は3月20日、首相就任第一声として、今後の政策運営に関し、骨子以下のような声明文を発表した。

(1) 憲法に規定された大統領の特権および権威は不可侵のものである。一方、首相によって統轄される政府は同様に憲法の規定に基づき、国家の政策を決定しこれを遂行する。

(2) 新内閣は、次の2つの分野について、内閣がオールドナンス(政府立法)により処理しうよう議院に授權を求める法案を4月中旬に上程する。第1の分野は、経済情勢の改善、国有化企業の民営化、従業員参加といった経済社会政策に関連するもので、その狙いはより力強い成長と雇用の創出である。第2の分野は、国民議

會議員の選挙方法を今回導入された比例代表制から従来の小選挙区制に戻すことである。

◆英国政府、86年度のマネーサプライ目標値を発表

1. 3月18日、英国政府は中期金融財政計画を公表、その中で86年度のマネーサプライ目標値(各月の前年比)^(注1)をM0+2~6%、ポンド建M3+11~15%^(注2)とする旨発表するとともに、M0については89年度までの暫定目標値も合わせて発表した^(注3)。

(各月の前年比・%)

	86年度	87年度	88年度	89年度
M0	+2~6%	+2~6%	+1~5%	+1~5%
ポンド建 M3	+11~15%	—	—	—

—M1、ポンド建M3の定義は以下のとおり。

M0=流通現金(市中銀行保有分を含む)+市中銀行の英蘭銀行預け金(現金準備率規制に基づく預け金を除く)

ポンド建M3=流通現金(市中銀行保有分を除く)+ポンド建民間部門要求払預金+ポンド建民間部門定期性預金(CDを含む)

(注1) 目標値は従来翌年4月の前年2月比増加率(年率)で示されていたが、85年央より各月の前年比に変更。

	議 席 数			得 票 率(%)		
	解散前	総選挙後	(増減)	前 回		今 回
				第1回	第2回	
保 守 系	158	326	(+168)	43.2	43.2	54.7
うち						
共和国連合	88	148	(+60)	20.8	22.4	21.5
フランス民主連合	63	129	(+66)	19.2	18.6	19.5
国民戦線	0	35	(+35)	} 3.2	} 2.2	9.7
その他	7	14	(+7)			
左 翼 系	333	251	(-82)	55.8	56.8	44.0
うち						
社会党	271	207	(-64)	} 37.5	} 49.3	31.0
急進左翼運動	14	2	(-12)			
共産党	44	35	(-9)	16.2	7.0	9.8
その他	4	7	(+3)	2.1	0.5	2.8
そ の 他	0	0	(0)	1.1	—	1.3
計	491	577	(+86)	100.0	100.0	100.0

(注) 1. 前回選挙は1981年6月実施(56年7月号「要録」参照)。
 2. 議席数は各党系無所属議員を含む。
 3. 今回得票率は一部海外領土(ワリス・エ・フチュナ、サン・ピエール・エ・ミクロン)を含まず。

(注2) ポンド建M3の目標値については、85年10月以降86年3月までその遵守を停止してきたが、86年度については85年度の目標値から大幅に引上げたうえで再度目標値を設定。

(注3) 英国は、80年以降毎年3月に中期金融財政計画を発表、その中で当該年度を含む数年間のマネーサプライ目標値を示し、翌年度にこれを見直すという方式を採用。ただし、今年度の場合はM0については従来通り87年度以降の目標値も示しているが、ポンド建M3については現段階では流通速度のトレンドをめぐる不確実性が大きすぎるとし、87年度以降の目標値の設定を見合わせている。

2. 上記目標値に関連し、ローソン蔵相は以下のとおりコメント。

「M0は、これまで85年度の目標値(3~7%)の下限近傍で推移しており、86年度目標値についても昨年設定した暫定的な目標値(2~6%)に従い、前年度比引下げることとする。一方ポンド建M3については、実質金利高と金融革新・自由化等から利付預金の保有動機が高まっていることを背景に、名目GDP成長率をはるかに上回る増加テンポを示しており、昨秋以降目標値(85年度中5~9%)が低過ぎることが明らかとなった。過去の経験からみて、こうしたマネーサプライの動きは物価安定を脅かすものではないと考えられるので、86年度は85年度の目標値(5~9%)を大幅に上回る、より現実的な目標値(11~15%)を設定する。

なお、実際の金融政策運営に当たっては、短期金利操作を主たる政策手段とし、マネーサプライに加え他の金融指標、とくにその中でも最も重要性の高い為替レートの動向を引続き注視することとする。」

◆英蘭銀行、企業合併・買収関係の大口融資規制ガイドラインを発表

1. 2月28日、英蘭銀行は企業の合併・買収関係にかかわる大口融資規制ガイドラインを発表した。これは英国でこのところ企業の大型買収案件が続出し、これに伴い銀行が株式の買集めなどを代行する結果、特定企業(すなわち、被買収企業)に対する銀行の与信額(exposure)が急増していることがその背景。

2. 本措置の概要は以下のとおり。

- (1) 英蘭銀行は、銀行(banks and banking groups)が企業買収のための株式の買集め等を代行しようとする場合には、事前に英蘭銀行に対してその旨通知することを期待する。
- (2) 英蘭銀行は、こうした取得株式がすでに保有している当該企業(ないしそのグループ)への与信額と合わせ

て銀行の自己資本の25%を超えることとなる場合には、通常そうした行為を健全なもの(prudent)とはみなさない(注)。

- (3) 英蘭銀行は自らの判断においてこうした株式取得を子会社に対する投資行為とみなし、そのみなし投資額を銀行の自己資本から控除することとする。
- (4) 英蘭銀行は、子会社等(vehicle companies)を通ずる株式取得についても銀行グループ全体の与信リスク(exposure risk)算定に含めることとする。
- (5) 英蘭銀行は、銀行がすでにかかなりの与信額を有している場合には、できるだけ早く銀行のポジションを英蘭銀行のガイドラインに沿ったものとするための取決めにつき、銀行と話し合いを行う。

(注) 自己資本(capital base)とは、払込資本金、期間5年以上の劣後社債(ただし、自己資本の1/3を限度とする)、剰余金、一般貸倒引当金の合計から、子会社・関連会社への投資、営業権、建物・設備等の固定資産の合計を控除したものを指す。

◆英蘭銀行、tap 国債の対市中売却方式を変更

英蘭銀行は、tap 国債(新発長期国債の売残り分につき同行が引受けているもの)の市中に対する売却方式につき、従来の特定の1ブローカー(Mullens & Co.)を通じた方式を改め、ジョバー8社に対して直接売却を行うことに変更し、3月24日から実施した。

英蘭銀行は、昨年4月公表の国債流通市場改革案(本年10月27日実施予定)において、マーケット・メーカーに対してtap 国債の直接売却を行う方針であることをすでに明らかにしていたが(注)、今回の措置はこうした市場改革案の一部を先行して実施することによりそのスムーズな移行を図ることを狙ったものである。

(注) 85年5月号調査月報「要録」参照。

◆ロンドン証券取引所、会員権開放策を発表

1. 2月6日、ロンドン証券取引所は本年3月25日より非会員会社による会員権の取得を以下の価格で認めることを内容とする会員権の開放策を発表した。

非会員会社の従業員数	会員権取得価格
151人以上	50千ポンド
101~150人	40
51~100	30
21~50	20
11~20	15
10人以下	10

2. ロンドン証券取引所は、昨年6月5日の総会において本年3月1日から非会員会社の会員会社に対する資本参加比率制限(29.9%)を撤廃し、非会員会社による会員会社の100%支配を容認する方針を決定していたが、非会員会社が既存の会員会社の買収というかたちをとらずに新規に会員権を取得することは事実上認められていなかった。今回はこうした点につき、「ロンドン証券取引所がCityにおける証券取引の中心的存在であるためには、現在非会員である日・米の大手証券会社を取引所内に取込むことが必要であり、そのためには低廉な価格での会員権開放が不可欠」との同取引所の判断に基づき、これを認めることとしたもの。

◆イタリア銀行、公定歩合を引下げ

1. イタリア銀行は3月21日、公定歩合(商業手形再割引歩合および貸付歩合)を1%引下げ(15.0%→14.0%)、翌22日から実施する旨を発表した。同行の公定歩合変更は85年11月8日の引下げ(15.5%→15.0%)以来の措置である(60年12月号「要録」参照)。

2. 今回の決定につき同行では、「国際的な環境の改善と、それがイタリアのインフレと経常収支にもたらした好影響を背景としてとられた措置であり、また3月初め他の主要国で実施された公定歩合引下げ(本号「要録」別項参照)に追随するものである」と説明している。

◆オランダ銀行、公定歩合等を引下げ

1. オランダ銀行は3月6日、公定歩合等を0.5%引下げ(基準割引歩合5.0%→4.5%、債券担保貸付歩合5.5%→5.0%、約束手形割引歩合6.0%→5.5%)、翌7日より実施する旨を発表した。同行の公定歩合等の変更は85年8月16日の引下げ(60年9月号「要録」参照)以来の措置である。

2. 今次措置につき同行は、「インフレ率の低下を背景に、国際的な金利低下を狙った他国の公定歩合引下げ(本号「要録」別項参照)の動きに呼応したもの」と説明している。

◆スウェーデン中央銀行、公定歩合を引下げ

1. スウェーデン中央銀行は3月13日、公定歩合を1%引下げ(9.5%→8.5%)、翌14日より実施する旨を発表した。今回の公定歩合の変更は、本年1月17日の引下げ(10.5%→9.5%)以来の措置である(61年2月号「要録」参照)。

2. 今次措置につき同行では、「本年1月の公定歩合引下げ後も資本流入の増加が続き、これが市場金利の低下を一段と促す結果となっている。加えて最近、先進工業国においても公定歩合等を引下げることによって市場金利引下げを図る動きがみられる(本号「要録」別項参照)。今回の引下げはこうした内外の市場金利低下に追随する趣旨から決定されたものである」と説明している。

ア ジ ア 諸 国

◆台湾、公定歩合および市中金利を引下げ

台湾中央銀行は3月3日、公定歩合の0.5%引下げを決定、翌4日実施した。この結果、公定歩合は前回(60年11月23日)、前々回(同9月17日)に続き既往最低の水準を更新した。本措置は、国内需要の拡大を図るため、1月20日の市中金利引下げ実施^(注)以降も下げ渋っている貸付金利の低下を誘導することを狙ったもので、これを受けて台湾銀行公会(わが国の銀行協会に相当)は7日、貸付金利の最高・最低金利をそれぞれ0.5%引下げた。

(注) 2月号要録参照。

——年利・%——

	60年11月23日 改定(前回)	61年3月4日 改定(今回)	
公定歩合			
手形再割引	5.25	4.75	
担保貸付	6.25	5.75	
無担保貸付	9.50	9.00	
輸出前貸	5.25	4.75	
市中金利			
貸付金利			
短期	最低	6.00	5.50
	最高	9.50	9.00
中・長期	最低	6.50	6.00
	最高	10.25	9.75

◆香港、新銀行条例案を公表

香港政庁は85年初来の金融機関監督強化方針に沿い、従来の銀行条例と預金受入会社条例の改定作業を進めてきたが、3月7日両条例を一本化し、銀行局長(Banking

Commissioner)の裁量権の強化やリスク・アセット・レイシオの導入を骨子とする新銀行条例案(Banking Bill 1986)を公表した。

新銀行条例案の主要改定点は以下のとおり。

(1) 銀行局長の裁量権の強化およびその権限の明確化

従来銀行局長の権限は銀行条例上ほとんど明記されていなかったが、新条例案ではこれを明確に定めるとともに、新たに預金受入会社に対する監督権限も規定しており、業務停止やリスク・アセット・レイシオ規制違反などに関する局長の裁量権が強化拡大されている。

(2) リスク・アセット・レイシオ規制の導入

すべての銀行、預金受入会社は5%以上のリスク・アセット・レイシオ^(注)の維持と四半期ごとの営業報告書提出が義務づけられている。また銀行局長は裁量によって個別行に対し同比率を銀行の場合には8%まで、預金受入会社の場合には10%まで引上げることができる。なお、銀行および預金受入会社が同比率を遵守せずかつ違反を局長に報告しなかった場合や、局長の指示した改善命令に従わなかった場合には罰則が科されている。

(3) 流動性比率規制の強化

流動性比率は従来15%以上とされていたが、新条例案ではその定義に技術的な修正を加えるとともに25%以上と強化した。なお、同比率の遵守および違反報告を怠った場合の罰則も強化されている。

(4) 会計監査人の監督当局に対する協力

銀行局長は銀行、預金受入会社の会計監査人を選任することが可能となり、また銀行、預金受入会社の会計監査人に対して必要と認める情報の提出を求めることができることとなった。

新条例案は5月末までに立法評議会で立法化され、7月までには施行の見込みである。ただし発効までには2年の猶予期間を設けている。

(注)

$$RAR = \frac{\text{リスク・アセット・レイシオ(RAR)の算出方法}}{\text{リスク・アセット}} = \frac{\text{キャピタル・ベース}}{\text{リスク・アセット}}$$

1. キャピタル・ベース

下記(Aグループの総計)マイナス(Bグループの総計)

A-①払込資本金

②無期限転換社債(ただし、払込資本金の1/2まで)

③別途積立金、資本準備金、資産再評価積立金

(ただし、引当金勘定を除く)

④剰余金

B-①子会社・関連会社に対する出資

②貸付およびその他の支出で銀行局長が実質的に資本と同一とみなすもの

③営業権(のれん)

2. リスク・アセット

下記カテゴリー別ウェイトをそれぞれの資産に乗じた値の総計

(a)カテゴリーI(リスク・ウェイト0)

①香港政府が発行する通貨発行見返り債務証券

②現金

③為替予約、金利スワップ、オプション取引、先物取引に伴う偶発債務、取立未済手形等

(b)カテゴリーII(リスク・ウェイト0.2)

①1年未満に満期が到来、または返済の催告を行うもので、政府の認めた銀行・政府に対する与信および偶発債務、ならびにこれら銀行・政府の無条件保証のついた与信および偶発債務

②自行または子会社が管理している現金または当座預金により担保された与信および偶発債務等

(c)カテゴリーIII(リスク・ウェイト0.5)

①為替手形、約束手形、上場債(残存期間1年以上10年以内、銀行局長が適当と認めたものに限る)

②6か月以内に満期の到来する貿易手形

③登録DTCに対する与信および偶発債務

④その他の偶発債務

(d)カテゴリーIV(リスク・ウェイト1.0)

その他の資産

◆香港、預貸金金利を引上げ

香港銀行協会は4月1日、銀行の預金金利の引上げを実施した。これに合わせて英系主力2行(香港上海銀行、スタンダード・チャータード銀行)は同日プライム・レートを引上げた。今次引上げは最近の香港ドル相場の軟化に対処するためのものとされている(前回引上げ<85年9月>以来約7か月ぶり)。

——年利・%——

	旧	新
普通預金	2.25	3.0
定期預金		
3か月	3.25	4.25
6か月	3.25	4.25
1年	4.0	5.0
プライム・レート	7.0	8.0

◇シンガポール、1986年度予算案を発表

シンガポール政府は3月7日、86年度予算案を国会に提出した。同予算案の歳出規模は221億シンガポール・ドル、前年度当初予算比+17.6%と前年度(+13.7%)を上回る伸びとなっている。なお、同予算案発表に際し、政府では「公共事業と企業減税を柱に独立以来の深刻な不況の打開を図る」(リチャード・フー蔵相)旨表明している。

(1) 歳出……公共住宅、道路建設など開発支出が全体の60%を占める「経済復興型」(現地ビジネス・タイムズ紙)。

一方、経常支出は公務員の賃上げ抑制などによりほぼ前年度並みに抑えられている。

(2) 歳入……景気刺激を狙った大規模な減税^(注)が予定されているため、かなりの減収になる見通ししながら、政府住宅開発委員会(HDB)勘定の経常収入への繰入れ(88億シンガポール・ドル)により、表面上は歳入全体で前年度比+31.2%の伸び。この結果、財政収支は32億シンガポール・ドルの赤字(前年度赤字45億シンガポール・ドル)となるが、これは開発基金の資金取崩しにより賄う計画。

(注) 同予算に盛り込まれている減税措置は以下のとおり。

- (1) 法人税を現行の40%から33%に引下げる。
 - (2) 個人所得税最高税率を現行の40%から33%に引下げ、また85年所得に対しては一率25%の減税を実施する。
 - (3) 商工業用不動産に対する固定資産税については50%控除する(86/7月~88/12月)。
 - (4) 極端な不振に陥っているホテル・不動産業の税負担を軽減する(課税基準の変更、民間ディベロッパーが造成中の土地に対する税控除<86/7月以降>等)。
 - (5) 外資導入、非居住者による資金運用・研究開発・ベンチャーキャピタルに対する税制優遇措置を拡大する。
- このうち(1)~(3)は2月26日の景気対策で発表済みのものであり、(4)、(5)が今回新たに明らかになったもの。なお2月26日の景気対策では、企業コスト軽減策として中央積立基金(CPF)の負担率引下げ(25%→10%)、賃金の2年間凍結の実施も決定されている(3月号要録参照)。

シンガポールの1986年度予算案

(単位: 億シンガポール・ドル、%)

	1985年度		1986年度	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比
歳 出	188	13.7	221	17.6
経常支出	84	10.4	85	1.2
開発支出	105	16.5	135	28.6
歳 入	144	13.6	189	31.3
経常収入	106	6.5	146	37.7
開発収入	37	40.1	43	16.2
財政収支	△ 45	—	△ 32	—

◇タイ、公定歩合引下げ

タイ中央銀行は3月3日、基準貸付金利を11.0%から10.0%、高率適用貸付金利^(注)を12.0%から11.0%に引下げ、4日から実施する旨発表した(引下げ後の金利は76年<9.0%>以来の低水準)。

本措置は、昨年7月26日以降約7か月ぶりの引下げで、停滞の続く国内景気の梃子入れを図るため採られたものであり、「今次引下げにより86年の経済成長率は当初予想の+4%を上回る+4.1~+4.2%となる見込みである」(カムチョーン中銀総裁)とされている。なお、最近の公定歩合の推移は次のとおり。

	基準貸付 金 利	高率適用 貸付金利
83年1月12日	11.5%	13.0%
12月9日	↓ 13.0	↓ 14.5
84年11月13日	↓ 12.0	↓ 13.5
85年7月26日	↓ 11.0	↓ 12.0
86年3月4日	↓ 10.0	↓ 11.0

(注) 中央銀行の対商業銀行貸付のうち、各商業銀行預金残高の1%を越える部分に適用。